

一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札について公告する。

また、本書は競争入札説明書を兼ねる。

令和5年6月18日

(事業実施主体)

農事組合法人 東濃ミートセンター

代表理事 荒井 幹広

1. 競争入札に付する事項

- (1) 事業主体：農事組合法人東濃ミートセンター
- (2) 補助事業名：令和5年度 強い農業づくり交付金事業
- (3) 業務名：東濃ミートセンター食鳥処理工場新築工事 設計業務
- (4) 業務種別：基本・実施設計業務
- (5) 工事場所：岐阜県中津川市かやの木町4-30
- (6) 設計対象施設概要：

- 1) 工場棟新築（食鳥処理工場） 1棟
工場棟処理数：24,000羽/日、計画床面積2,338m²
- 2) 既存排水処理棟新設工事
排水処理容量：200t/日（現状処理容量300t/日）
計画床面積 浄化槽本体183m² 脱水機室41m²
その他、別添資料参照

(7) 業務内容：

- 1) 上記施設に関する建築設計（意匠・構造・電気・空調・換気・衛生・消防）、
排水処理機械設備設計、冷凍設備設計、食鳥機械設備設計に係る
基本・実施設計一式
- 2) 建築確認申請業務
- 3) 積算業務（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴収、
見積検討資料の作成、工事積算書の作成）

4) 地盤調査

5) 現況測量

※既存工場棟の改修は本業務に含まない。

(8) 履行期間 : 契約締結日から令和 5 年 12 月 28 日

(9) 契約締結 : 農事組合法人東濃ミートセンターと四会連合協定建築設計業務委託契約書及び同契約約款に基づき契約を行うものとする。

2. 競争入札に参加するものに必要な資格等

(1) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

(2) 申請者は、経常利益が直近 3 か年連続赤字ではない者であること。

(3) 申請者は、過去に、元請として受託し、完成、引き渡しを完了した工場新築工事の実施設計業務を実施した実績を有する者であること。

(4) 申請者は、監理技術者（設計業務の技術上の管理及び総括に関する業務）として、一級建築士の資格取得後 10 年以上の実務経験がある者を配置すること。

(5) 申請者は、入札執行の日までの間に、国内で競争入札参加資格者指名停止を受けていないこと。

(6) 申請者は、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続き開始の申立て又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

(7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者、又は、これらに準ずる者として、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態に継続している者でないこと。

(8) 入札に参加しようとする者の間に、次に掲げる資本関係又は人的関係がないこと。

①以下のいずれかの場合に該当する資本関係

I) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。

II) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。

②以下のいずれかの場合に該当する人的関係

I) 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げるものをいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が会社更生法に基づく更生会社又は民事再生法に基づき再生手続きが存続中の会社等である場合を除く。

(イ) 株式会社の取締役。ただし、会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役を除く。

(ロ) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合 同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

- (ハ) その他業務を執行する者であって、(イ) から (ロ) までに掲げる者に準ずる者
- Ⅱ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
- Ⅲ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。
- ③以下のいずれかの場合に該当する入札の適正さが阻害されると認められる関係
- Ⅰ) 組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合。
- Ⅱ) その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3. 競争入札手続等

(1) 担当窓口

名称：農事組合法人東濃ミートセンター
住所：岐阜県中津川市かやの木町 4-30
電話：0573-65-2810
E-mail：arai@tonodelica.com
担当：代表理事 荒井幹広

(2) 公告及び資料配布期間及び資料入手方法

期間：令和 5 年 6 月 18 日（日）～令和 5 年 6 月 30 日（金）

方法：農事組合法人東濃ミートセンターの HP より申請者にて入手すること。

(3) 競争参加資格申請書（以下、「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下、「資料」という。）の提出期間、場所及び方法

期間：令和 5 年 6 月 30 日（金） 17 時まで

場所：農事組合法人東濃ミートセンター、電子メール又は、郵送

方法：電子メールの場合は、上記のアドレスに送付すること。

郵送の場合は、上記の宛先に当日必着で送付すること。

資料：ア 申請書（別紙 様式 1）

イ 申立書（別紙 様式 2）

ウ 法人概要書（パンフレット等）

エ 工場業務実績

契約書の写し（守秘義務事項は黒塗り可）

一覧表（完成年度・処理頭数・建築規模・県）

オ 管理技術者の一級建築士免許の写し

資料の作成、提出に関わる費用は、申請者負担とする。

提出された申請書及び資料の返却はしない。

提出期限以降の資料差替え及び追加は認めない。

(4) 参加資格確認通知期間及び方法

期間：令和 5 年 7 月 4 日（火） 10 時まで

方法：電子メールにて通知書を送付する。

(5) 入札公告及び配布資料に対する質疑回答

配布する設計入札要項書等に対する質問がある場合は、次の通りとする。

なお、質問がない場合においても次の通り「無い」旨の書面提出を行うこととする。

期間：令和5年6月26日（月） 10時までに質問書（自由様式）提出

方法：電子メールにて、上記のアドレスに送付すること。

回答：令和5年6月29日（木） 15時までに入札参加の全社共通に電子メールにて回答する。

(6) 競争入札の提出日時及び入札書の提出方法

期間：令和5年7月7日（金） 17時まで

方法：上記の宛先に当日必着で送付すること。

(7) 開札の日時及び方法

期間：令和5年7月8日（土） 10時まで

方法：電子メールにて開札結果通知書を送付する。

4. 競争入札の無効

- (1) 本公告に示した競争参加資格のない者の行った入札
- (2) 申請書または資料に虚偽の記載、条件に違反した入札
- (3) 入札前後で、不正な手段を行ったことが明確な場合の入札

5. 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格者をもって落札者とする。

以上

競争入札参加資格申請書

(様式1)

令和5年 月 日

農事組合法人東濃ミートセンター
代表理事 荒井 幹広 殿

住所

商号または名称

代表者氏名



貴法人による公告のあった設計業務に係る入札参加資格について、下記の通り申請します。
なお、決算報告書及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条及び第71条の規定に該当する者
ではないこと並びに添付書類の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 公 告 日 : 令和5年6月18日
2. 事業主体名 : 農事組合法人東濃ミートセンター
3. 補助事業名 : 令和5年度 強い農業づくり交付金事業
4. 工 事 名 : 東濃ミートセンター食鳥処理工場新築工事 設計業務
5. 添付書類
 - (1) 申立書（別紙 様式2）
 - (2) 法人概要書（パンフレット等）
 - (3) 工場業務実績
契約書の写し（守秘義務事項は黒塗り可）
一覧表（完成年度・処理頭数・建築規模・県）
 - (4) 管理技術者の一級建築士免許の写し
 - (5) 技術職員名簿
 - (6) 直近3年分の事業収入決算報告書

以上.

契約に係る指名停止に関する申立書

令和5年 月 日

農事組合法人東濃ミートセンター
代表理事 荒井 幹広 殿

住所

商号または名称

代表者氏名

印

当社は、農事組合法人東濃ミートセンターの東濃ミートセンター食鳥処理工場新築工事 設計業務競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から本工事請負契約に係る指名停止の措置を受けていないことを申し立てます。

また、この申し立てが虚偽であることにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

(注1) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

(注2) 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令又は課徴金に係る同法第62条第1項に規定する納付命令を受けた場合であつて、同一事案において他者が農林水産省の機関から当該契約の履行地域における指名停止の措置を受けた場合における当該公正取引委員会からの命令をいう。ただし、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合には、この限りではない。

以上

2000

12400

76000

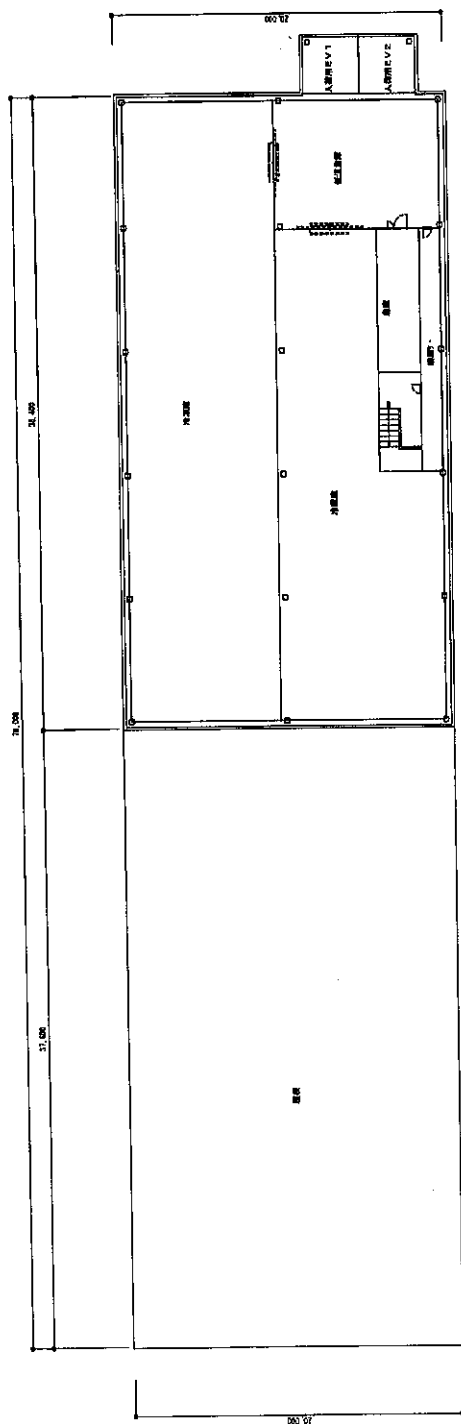
2000

第 1 章 数と式

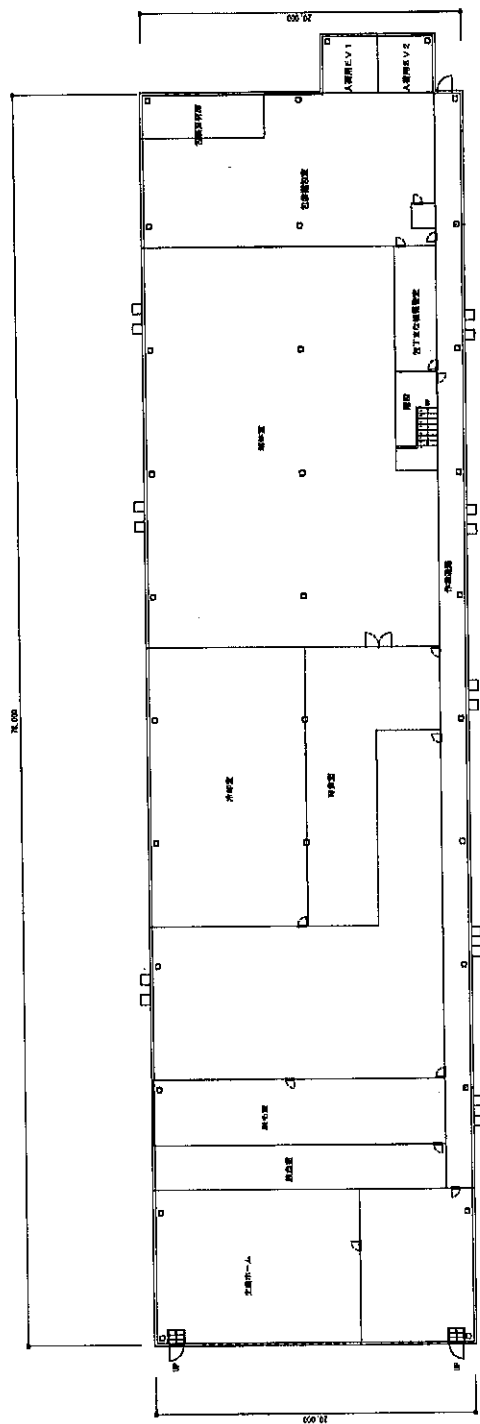
ライオン環境300日PHを基本として、ライオン環境300日より、300日未満を評価。

[illegible]

圖書

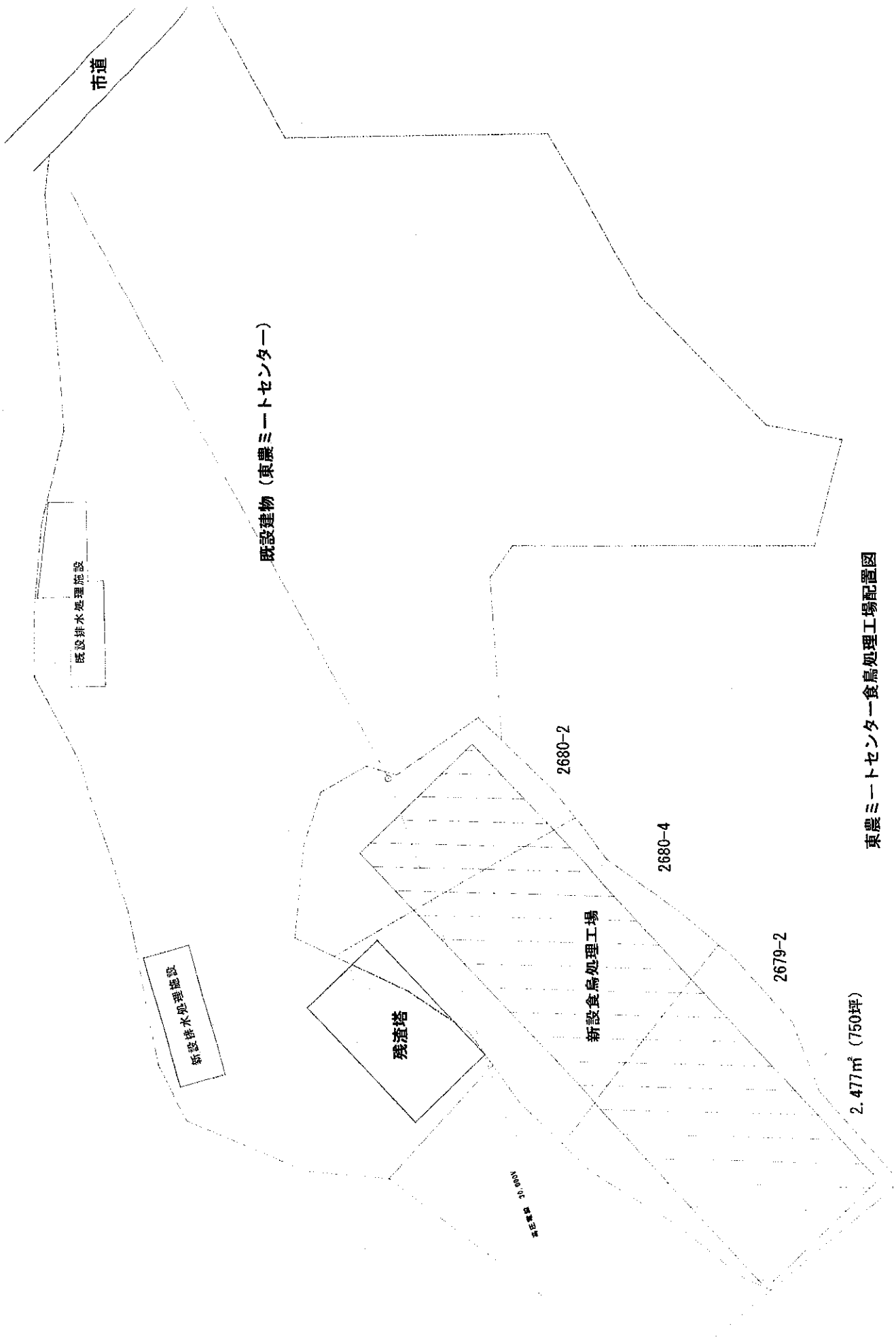


006714 國際書目2



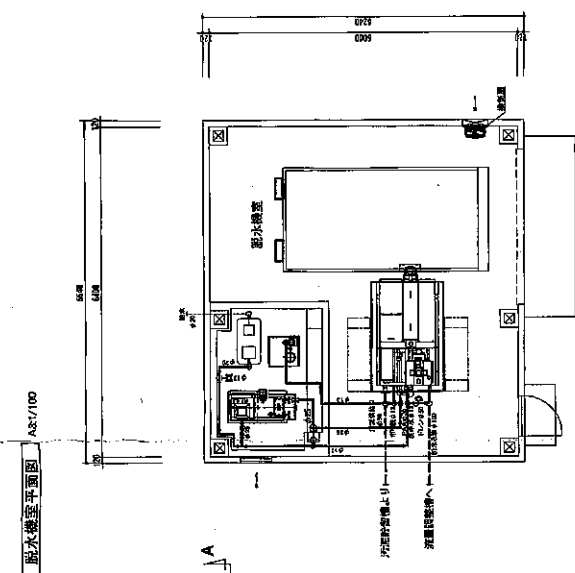
1997年 第1卷

支店名		《支店》関係会社法人 資本金と一千万円未満の資本金 経営会議																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
-----	--	--------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

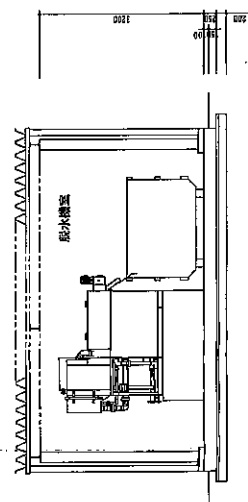


東農ミートセンター食鳥処理工場配置図

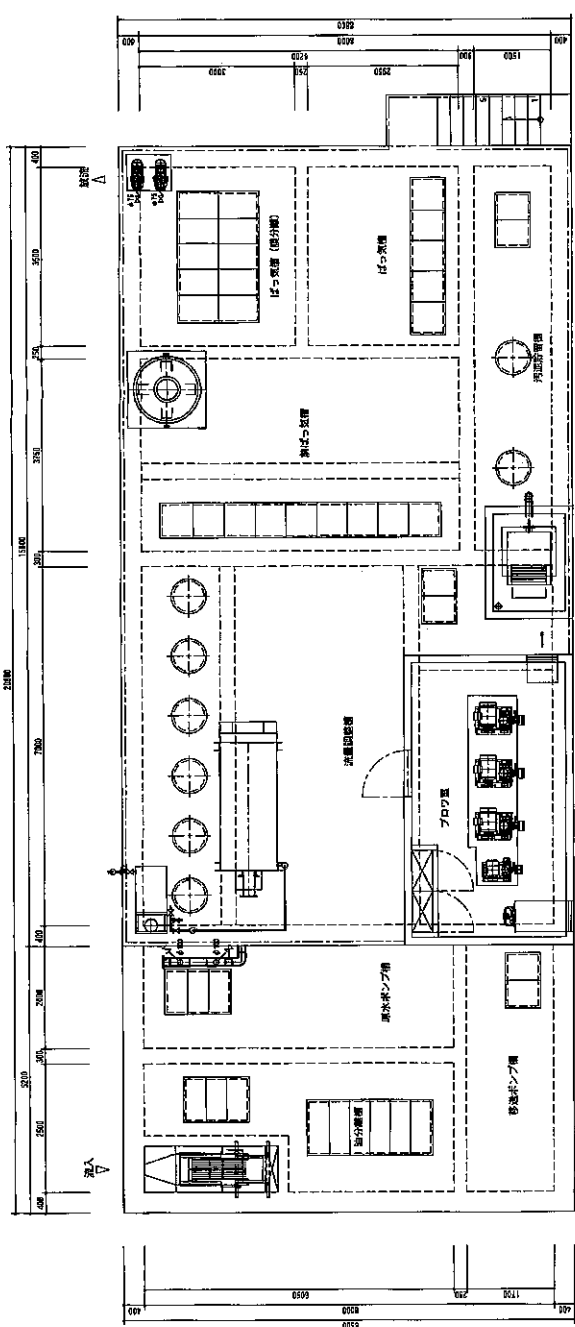
设计图例



脱水機室断面図 A2:1/100



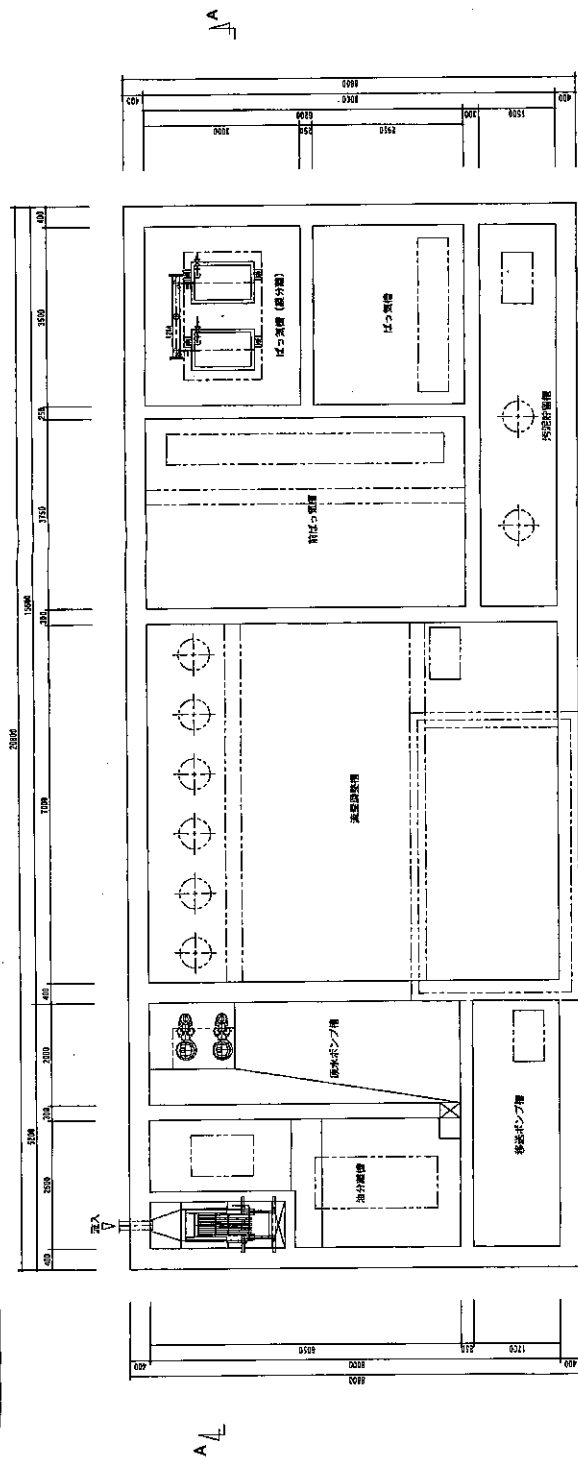
上部平面图



日平均污水量 (前处理)	600 m ³ /日
日平均污水量	300 m ³ /日
处理方式	油分罐方式
	膜分离活性污泥方式

2. 機材配置は参考とする。

下層平面図 A31/100



A-A断面図 A31/100

